

## 議案第 3 号

### 令和 2 年度芽室町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度芽室町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 8 , 3 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 7 , 0 4 1 , 6 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

芽 室 町 長      手      島      旭

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,822,783	68,369	2,891,152
	2 国庫補助金	2,135,505	68,369	2,203,874
歳	入	合	計	
		16,973,295	68,369	17,041,664

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		3,153,734	68,552	3,222,286
	1 保健衛生費	2,896,915	68,552	2,965,467
13 予備費		30,000	183	29,817
	1 予備費	30,000	183	29,817
歳 出	合 計	16,973,295	68,369	17,041,664

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,822,783	68,369	2,891,152
歳入合計	16,973,295	68,369	17,041,664

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳 一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
4 衛生費	3,153,734	68,552	3,222,286	68,369	0	0	183
13 予備費	30,000	183	29,817	0	0	0	183
歳出合計	16,973,295	68,369	17,041,664	68,369	0	0	0

## (款)16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3衛生費補助金	1,906,744	68,369	1,975,113	1保健衛生費補助金	68,369	009 新型コロナウイルス対応臨時交付金	68,187
						001 新型コロナウイルス対応臨時交付金	68,187
						010 新型コロナウイルス学校保健対策事業国庫補助金	182
						001 新型コロナウイルス学校保健対策事業国庫補助金	182
計	2,135,505	68,369	2,203,874				



## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
									001 非接触電子体温計購入費 365	
計	2,896,915	68,552	2,965,467	68,369			183			

## (款)13 予備費

## (項) 1 予備費

1予備費	30,000	183	29,817				183			
計	30,000	183	29,817				183			



新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設する。

1. 補正予算計上額 1兆円

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

### 3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象

(3) 交付限度額：人口、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定

### 4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当。

## 新型コロナウイルス対策商工業支援事業について

参考資料 2

### ①商工会補助金について

#### 1 事業目的

国、北海道、町の新型コロナウイルス感染症にかかる補助金・助成金、融資、支援施策などの迅速な情報発信や今後煩雑化が予想される申請事務等の支援に対応していただくため、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時職員雇用に要する経費を補助する。

#### 2 対象

芽室町商工会

#### 3 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時職員雇用に要する経費

### ②町融資利子補給費補助金及び保証料補給費補助金について

#### 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響による企業の経営を支援するため、中小企業経営近代化資金融資（緊急対策融資）について、現行の利子補給（1%まで中小企業者負担）を拡大し、全額利子補給する。（保証協会の保証料については現行ですでに全額補給）

#### 2 対象

緊急対策融資により融資を受けた者

#### 3 補給額

保証料及び利子 全額

### ③中小企業等事業持続化支援金について

#### 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小企業等を支援するため、事業を維持するための支援を行う。

#### 2 対象

売上が20%以上減少した町内中小企業等（商工業・サービス業）で国の持続化給付金の対象にならない事業者。  
（売上が50%以上減少した事業者については、国の持続化給付金の対象になるため、本事業の対象外となる。）

#### 3 給付額

最大30万円